

瀬戸市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第13号

瀬戸市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

瀬戸市建築基準法施行細則（平成3年瀬戸市規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(許可申請書)</p> <p>第3条 法第85条第3項若しくは第5項又は<u>法第87条の3第3項若しくは第5項</u>に規定する許可の申請をしようとする者は、<u>許可申請書</u>の正本及び副本に、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで &lt;省略&gt;</p>	<p>(仮設建築物許可申請書)</p> <p>第3条 法第85条第3項又は第5項に規定する許可の申請をしようとする者は、<u>仮設建築物許可申請書</u>の正本及び副本に、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで &lt;省略&gt;</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。